

岩手県告示第185号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定に基づき指定した栗駒国定公園の特別地域の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更後の栗駒国定公園の特別地域の区域

- (1) 北上市内国有林岩手南部森林管理署1608林班から1610林班まで及び1618林班から1622林班までの全部並びに1601林班、1603林班、1605林班から1607林班まで及び1617林班の各一部
- (2) 北上市和賀町岩崎新田の一部
- (3) 奥州市内国有林岩手南部森林管理署102林班から113林班まで及び130林班の全部並びに54林班、70林班、71林班、114林班から117林班まで、120林班、122林班、125林班、127林班及び129林班の各一部
- (4) 奥州市胆沢若柳の一部
- (5) 和賀郡西和賀町内国有林岩手南部森林管理署1309林班、1311林班、1313林班、1320林班、1321林班及び1323林班から1325林班までの各一部
- (6) 胆沢郡金ケ崎町内国有林岩手南部森林管理署139林班から141林班までの全部並びに1601林班及び1606林班の各一部

2 区域図

別紙図面のとおりに。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局の保健福祉環境部、保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター及び保健福祉環境部一関保健福祉環境センター並びに北上市役所、一関市役所、奥州市役所、西和賀町役場及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。